

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成22年5月21日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530007

研究課題名（和文）日本中世における紛争処理手続きに関する総合的研究

研究課題名（英文）Comprehensive Study on the Dispute-Settlement Procedures in Medieval Japan

研究代表者

植田 信廣 (UEDA NOBUHIRO)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：70125996

研究成果の概要（和文）：2007～2008 年度には、研究課題に関する 100 のキーワードにつき、大量の公刊史料集を対象に研究代表者が研究補助者等の協力を得て網羅的検索作業を行った。その結果約 2 万件のデータを検出し、パソコンの DB ソフトに入力して整理した。2009 年度にはこれらの収集史料を対象として研究課題に関する検討作業を行った。いまだその直接の成果を公刊するにいたっていないが、研究の副産物として日本法制史概説書（共著）の中世に関する章を担当執筆し、その中に研究成果を反映させた。

研究成果の概要（英文）： From the year 2007 to 2008, the lead author of the study has exhaustively retrieved 100 keywords of the research assignment from copious publications of historical materials with the help of research assistant. In consequence, about 20,000 data were detected and were fed into the computer DB software.

In the year 2009, we intensified study work regarding the research assignments through these collected resources. However the direct accomplishment has not published yet, we reflected the research achievement by writing the chapter on the Medieval Japan in the book for Outline of Japanese Legal History (collective writing) as a by-product.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：中世法史、検断、紛争処理、刑罰、犯罪

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本中世の裁判制度あるいは訴訟手続きに関しては、従来から石井良助氏、佐藤進一氏らによる幕府裁判制度に関する包括的研究、羽下徳彦氏らによる刑事訴訟手続に関する研究、平山行三氏らによる和与（裁判上の和解）に関する研究、さらには中世における法の機能そのものの再検討をはかる新田一郎氏らの研究、等々の成果が蓄積されている。研究代表者もかつて鎌倉幕府の刑事訴訟手続きや戦国期荘園における刑事訴訟手続きについての研究を公にしたことがある。また、中世における紛争処理、とりわけ鎌倉幕府裁判制度や喧嘩両成敗法等についても研究を進め、これらに関する数点の論考を公表してきた。

(2) しかしその反面、個々の紛争が前提とする裁判制度や訴訟手続きを実例に則して中世における紛争処理手続過程全体の中に位置づけなおすような実証研究、すなわち、裁判制度や訴訟手続きが中世における紛争処理全体の中で有した機能を相対化するような実証研究には未だに恵まれているとはいえない。また、日本中世には全体としてどのような紛争解決スタイルが見られたのか、そして中世における紛争解決スタイルはこれに続く近世社会においてどのような形で継承されていったのか、などに関して見通しを立てることは、依然として重要な問題として残されていることは明らかである。

(3) こうした課題について、可能な限り、網羅的史料収集に基づく検討を加えることこそがこの課題に応える道であり、本研究を通じて日本中世裁判法史・訴訟手続法史研究は新たな水準に達するであろうと考えた。

2. 研究の目的

(1) 歴史上、紛争の処理がいかなる手続によって行われ、またその中で、裁判がいかなる機能を果たしていたのかという問題は、法史学上の最も重要なテーマの一つである。なぜなら、それは当該歴史的社會の権力構造や法的特質を探るまたとない手がかりとなるからであり、ひいては現代日本社会における紛争処理観念を批判的に検討する上でも少なからぬ参考材料を提供することにもなるからである。

(2) しかし、前近代の日本裁判制度史あるいは訴訟手続法史に関する研究史を振り返ると、いまだに豊富な業績が蓄積されているとは言いがたい現状にある。特に、中世に関してはそのことがあてはまるが、これは、一つには、これまでの多くの研究においては、主として中世の裁判制度の輪郭を示唆する成文法典の解釈が行われるに止まり、これを具体的に裏付ける判決史料の具体的解明作業が容易に進展していないという研究状況に陥るものである。一人の研究者が、中世において多種多様に存在する法圈（公家・本所・武家等）における裁判制度や訴訟手続の実態を網羅的に独力で追究することは甚だ困難であるためでもある。

(3) 本研究は、裁判を紛争処理手続過程全体の中に位置づけるという、従来試みられることのなかった視点を導入し、また、大量の人手とパソコンを利用し、紛争処理関係文書に関する網羅的な史料収集を前提とした実証的研究を基盤にして、従来の幕府法令・幕府裁判例研究や個別荘園における紛争処理事例研究の水準を越えた成果を得ることを目的とする。

(4) より具体的には、幕府裁判機関や個別荘園（あるいは公領）における紛争処理の実態を踏まえながら、当該紛争処理の前提となる裁判制度が紛争処理過程の中でどのように機能していたのかを実証するとともに、裁判手続の進行と同時並行的に行われた裁判手続外の紛争処理の実態についても実証的に解明することを目的とする。このことにより、これまで必ずしも具体的な理解の得られていなかった、各法圏の前提とする裁判制度の意義や、裁判における判決の機能について新たな見通しを立てることも可能となるし、いくつかの紛争解決スタイルのモデルが得られることにもなると考える。

(5) また、本研究はもとより紛争処理関係史料のデータベース作成を目的としたものではないが、収集された史料を近い将来における紛争処理関係史料のデータベース化の骨格となすことをも目指している。

3. 研究の方法

(1) まず、日本中世法制史に関する基本的な公刊史料（『鎌倉遺文』『南北朝遺文』『大日本古文書』『大日本古記録』、『中世法制史料集』、『東寺百合文書』等々）のすべてを検索対象として、「所務沙汰」（不動産訴訟）、「検断沙汰」（刑事訴訟）および「雜務沙汰」（動産・債権関係訴訟）及び和与（和解）に関連

する史料を網羅的にリストアップする。

(2) 検出された史料群を地域別、裁判権力（紛争解決主体）別等の基準で分類整理する作業を進め、これをもとに検討作業を進める。

(3) そして、当該史料群を素材に、重要なテーマでありながら、これまで本格的な研究のなかった裁判外紛争処理の実態について、これが裁判制度自体に対してどのような意味で補完的な（あるいは主導的な）役割を果たしていたのかという問題関心の下で、紛争処理手続過程における両者の関係について全面的に解明する。

(4) こうした検討作業をつうじて、中世における紛争処理の制度と実態に関する先行学説の全面的整理および再検討を実証的に行い、研究課題についての新たな展望を導き出すことを目指す。

4. 研究成果

(1) 2007年度には、本研究課題に密接に関連する「悪党」～「和与」にいたる100のキーワードについて、『南北朝遺文』『大日本古文書』『大日本古記録』、『春日大社記録』等の関連史料を対象に研究代表者、分担研究者、研究協力者（学生アルバイト）等による検索作業を行った。その結果、約1万件のデータを検出し、検索されたデータをパソコンのデータベース・ソフトに入力して整理を行った。それとともに、本研究の副産物的成果として、2004年にミュンヘン大学において行った「喧嘩両成敗法」に関する講演原稿の内容を「關於日本中世的“喧嘩両成敗法”」と題する中国語論文に翻訳し、何勤華主編『多元的法律文化』（法律出版社、2007）上に公表した。

(2) 2008 年度には、主として前年度に引き続き、「悪党」～「和与」にいたる 100 のキーワードについて、『大日本古記録』、『史料大成』等の関連史料を中心に検索作業を行った。その結果、前年度同様約 1 万件のデータを検出し、それらのデータをパソコンのデータベース・ソフトに入力して整理を行った。それと同時に、本研究課題の参考とする目的で「マックス・ヴェーバーにおける歴史学と社会学」をテーマとする研究会（奈良女子大学 COE 企画）に出席し討論にも参加した。その際の研究代表者の発言は小路田泰直（著者代表）『比較歴史社会学へのいざない』（勁草書房、2009）に収録されている。他方、当該年度には検出したデータの分析作業を進め、中世の刑事訴訟手続に関する研究につとめたが、その成果をまとめるには至らなかった。

(3) 2009 年度には、前年度に引き続き検索作業を通じて検出、蓄積された「悪党」～「和与」にいたる 100 のキーワードに関する史料データを主たる対象として、中世の刑事訴訟手続、および中世における博奕犯罪等に関する研究を行った。遺憾ながら、いまだその直接の成果を論文にまとめるには至っていないが、研究の副産物として日本法制史概説書（共著・近刊）の編集を担当するとともに、中世に関する章を執筆し、その仕事の中に最新の研究成果を反映させた。また、中国法制史上の重要な概念たる「法」「律」「礼」「刑」「德」等の文字の起源に関する研究史を整理した中国語論文（共著、近刊）の執筆を行った。現在も引き続き本研究課題に関する研究を継続しており、早急にその成果を論文にまとめる予定である。

5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

- ①西英昭、植田信廣、日本関于法律相關文字之字形、字義研究的学術概況、河北法学、查読無、2010 年第 8 号、2010、pp. 41-46(予定)、

〔図書〕(計 3 件)

- ①何勤華（主編）、法律出版社（中国）、多元的法律文化、2007、pp. 493-497

- ②小路田泰直（著者代表）、勁草書房、比較歴史社会学へのいざない——マックス・ヴェーバーを知の交流点として、2009、pp. 268-271

- ③浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編、青林書院、日本法制史、2010、pp. 95-119, 121-125(予定)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

植田 信廣 (UEDA NOBUHIRO)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号 : 70125996

(2) 研究分担者

河野 恵一 (KONO KEIICHI)

九州大学・研究戦略企画室・助教

研究者番号 : 90380559